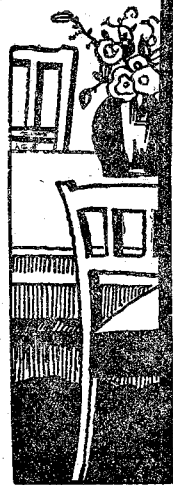


研究

土木建築請負統制會私案

中川幸太郎



一 土木建築請負業統制の急務

御稜威の下皇軍の大戦果に即應し、國內有ゆる産業は着々決戦必勝の體制に整備せられ、其の總力を發輝して生産増強に集中し、以て大東亞戰爭の必勝完遂を期せんとするものである。特に重要産業に對しては企業能力の増強、其の公共化、其の自主的經營化、並に其の技術の高度化を目標として各種統制會の成立を見、之れを綜合的統制經濟の實行機關として其の活躍に多大の期待をかくるに至つたこ

目次

- 一 土木建築請負業統制の急務
- 二 統制の效果
- 三 土木建築請負統制會
 - (一) 統制要綱
 - (二) 統制會の業務
 - (三) 統制會の經費
 - (四) 統制會の機構職制
- 四 道府縣土木建築請負統制株式會社
- 五 工事企業者

とは邦家の爲め慶祝に堪えざるところである。

大東亞戰爭を勝ち抜かんが爲めには、何を差置いても軍需生産の増強と高度國防國家の建設とに超重點を置くと同時に、其の増強建設に關聯し、其の基礎的施設となるべき土木建築工事の施行に對しても超重點を置かなければならないことは申すまでもない。

五大超重要産業中の鐵鋼、石炭等の開發、堀鑿、搬出、精鍊等に要する諸施設、飛行場並に其の附屬諸施設、岸壁棧橋、積卸設備造船ドック等の諸施設、其他交通運輸に關する諸施設等悉く土木建築工事である。然るに軍需生産の増強に關聯して其の基礎的土木建築の諸施設の擴充と其の完璧を期すべきもの多きにもかゝはらず、之れが施工に従事する請負業の企業體制は今尙運々として刷新せられざるは頗る遺憾に堪えざるところである。

我國請負業界は未だ永き傳統的弊習に捉はれ、其の經營依然として舊套を脱せず、自己の利害得失のみに専念し、功利のためには工事企業者の甘言情實に迷はされ、又虚使

せらるゝも敢て意とせず、遍務的契約に甘んじ、表面從順の美德を裝ひ、内心不満反抗の邪心を抱き、狹智奸策を弄して工事企業者に對抗せんとし、自由主義投機的事務に従事して居るものが頗る多いのである。これがために工事企業者との相剋摩擦絶えず、破産、倒産するもの、不正、不良の工事を營むもの、材料勞銀の不拂、踏倒をなすもの諸式の不拂をなすものなど幾多の社會罪惡簇出し、疑獄と不祥事件とは濱の眞砂の如く滔々として盡きざる有様である、元より請負業者の中には名譽富豪の身分にあるもの、貴衆兩院議員、地方代議員等の公職を有するものもあつて、決戦下忠誠の念に燃え工事企業者と大和協調し該業の革新向上に貢獻せんとするもの皆無とは言はれざるも、未だ革新斷行の躍動を見るに至らず大勢觀望の状態なりと言はなければならぬ。

かゝる情勢に至らしめたるは請負業者のみの責に歸すべからざるは勿論にて、工事企業者側、指導者階級が業界の實狀を認識せず之れを輕視せんとする冷淡なる態度と現行

法制の不備缺陷とに因るところ尠なからざるものがある。現に施行せらるゝ會計法の如き、今を去ること五十餘年前の明治二十三年に公布せられたるものにて、百なるものが百の價格によらざれば到底工事の完璧を期し得べきものではなく、今は世を擧げて統制經濟で公定價格である。一個の資材、只一人の女人夫に至るまで、闇取引は嚴禁せられて居る。然るに法規は競争入札最底價格落札制度か最底見積價格契約の制度となつて居り、其の限度がなく百のものが六十内外までは工事の完成を契約せざるを得ざる仕組となつて居る。現在これ等の方法にて請負契約を締結するもの、多くは概して資力乏しく、企業者の前渡金に依存するもの、仕事を續けて居れば第三者より金融もきゝ營業上の面目も辛うじて保持することも出来、食ひつなぎがどうか出来るといふ風に考ふるものなどで工事の成果は毫も念頭になく、不正、不良の工事が出来やうが材料諸式を踏倒し、賃金を不拂にし、金主を泣かす位のことには更に苦にせざる業者である。之れに反し相當資力信用ある業者は、見

積入札に参加するも自己の經歷上折角の指名見積を斷りも出来ず、さりとて自己に不利なる工事を請負ひ施工するの意志もないところから、正當なる見積書を提出せず故意に工事企業者側の豫算超過し、未契約とならしむるが如き過大不當の見積金額を以て契約締結の被害を未然に防止し、體よく契約を忌避せんとする手段を弄するものが多いのである。これがために輓近官公署の入札又は見積りの如きは常に豫算超過し、不落札、未契約の運命に終るもの多く國家重要施設の完成を遷延せしむる事例頗る多きは慨歎に堪えざるところである。かくては工事企業者は國策上重要施設を重點的順位に於て迅速に請負はしむることが困難にして、直營にても施工せざるを得ざる立場となり、其の結果工事期間の延長と施工金額の増大を招き、延いては國民の負擔を重からしむることなどの事例尠なからざるものがある。又民間企業の請負工事が特定の請負業者に指名(特名隨意契約と稱す)せられたる場合は、工事企業者の豫算範圍内に於て請負契約を締結するものもあるが彼等は工事中

の損害を工事企業者に泣きつき、増金により補償せんとする期待を有するものである。かゝる増金の支出方法は従來懸賞金とか祝金とか竣工賞與金とかの名目にて交付せられる慣習があつて、所謂工事企業者幹部と請負業者との情意投合による高等政策に外ならないのである。かゝる損害補償金を理論的に交付せんとせば設計單價計算に於て公定價額を増額する理にゆかないから、職工人夫の歩掛りの變更割増か、材料運搬巨離の延長か、土工量の割増等何れも架空の計數により増額實施設計書を作製するが如き技巧を要することゝなるのである。一般に請負工事は國力の増進と共に益々増加殷賑を來たし、一請負人といへども工事企

業者の註文に應じ切れない程の盛況を來たして居るのである。従つて請負業者は自己に成るべく利潤多く損害を蒙らざる工事のより食ひをするといふやうな傾向となりつゝあるがために工事企業者が國策上重要な工事につき重點的順位に於て迅速に施工を請負はしむること困難なる情勢となり。請負業者も亦利潤を超越し、減私奉公國策に順應して施工せんとするもの殆んど稀れるは兩者間の根本理念の相違せる顯現に外ならないのである。

現在請負施工の方法には大體に於て左の七つの場合が考へられるのである。

	一	二	三	四	五	六	七
工 事 用 資 材	企業者持	企業者持	企業者持	企業者持	請負人持	請負人持	請負人持
作 業 用 資 材	企業者持	企業者持	企業者持	請負人持	請負人持	請負人持	請負人持
勞 力	請負人持	請負人持	請負人持	請負人持	請負人持	請負人持	請負人持
工 事 用 器 具 器 械 機 關	企業者持	企業者持	請負人持	請負人持	企業者持	企業者持	請負人持
作 業 用 器 具 器 械 機 關	企業者持	請負人持	請負人持	請負人持	企業者持	請負人持	請負人持

一 工 事 用 資 材 と は 施 設 物 直 接 の 構 成 要 素 と な る べ き 資 材 と す
 二 作 業 用 資 材 と は 施 設 物 を 建 設 す る に 要 す る 作 業 用 資 材 と す

三 工事用器具器械機關とは施設物に附屬すべき器具器械機關とす

四 作業用器具器械機關とは施設物を建設するに要する器具器械機關とす

五 企業者持とは企業者の負擔に於て請負人に供給又は貸與するものとす

六 請負人持とは請負人の負擔に於て調達するものとす

而して請負人持資材並に勞力は設計に牴觸せざる限り、請負人の選擇調達自由なるが故にたとへ資材の流用は禁止され、勞務調整令等の制限あるも請負人は儲けの多い工事個所へ之れを優先専用せんとする傾向ありて工事企業者は重點的に其の使用調達を統制すること容易ならざるものがある。

殊に資材の調達は配給數量の完納期が施工期限に間に合はざる場合は、違約金又は契約解除等の處分を免がれんがために、闇取引をしても高價なる資材を購入し、公定價格以上の浪費を拂ふこととなる、又請負人持器具器械機關等の調達についても施工期限に束縛されれば同様の浪費を招か

ざるを得ないのである。かゝる浪費の補填策に窮するの餘り往々にして粗悪なる資材を使用せんとするか、工事の手を抜き隠れたる所に不正不良の工事をなすか、然からされば増金の請求をなす等の不祥なる動機が生ずるのである。又請負人持勞力についても、勞務調整令等により所要の勞力の配給が圓滑を缺き、竣工期限に束縛せられるところから萬難を排して遊休浮浪の労働者を狩集め、相當遠隔なる地方より蒐集を要するがために、旅費の實費を支給するを要し、又かゝる労働者は工事中他へ逃亡する恐れありて常に缺員の補充を要する都度募集費の支出を見るものである。かゝる經費は工事企業者に於て豫め設計に計上するを得ざるが故に企業者は精査の上爾後に於て適當の補償を與へざる限り請負人の赤字負擔となるのみである。又足止費、冬籠費、籠城費など、稱して、天候其他の事故による工事休業中は飯場小屋に休養せしめ、食費を與へ、彼等の逃亡防止の策をとらなければならぬ。かゝる費用も豫想するを得ざる不慮の支出なるが故に募集費同様工事企業者に於

て適當の補償をなさざる限り請負人の浪費となるものである。

其他請負人側の監督雜費、器械器具材料置場、請負事務所、飯場小屋、運搬交通路等の損料補償、又は工事の變更中止に因る損害工事破損等の補償に對し工事企業者側に於て設計に適當に計上するか、爾後に於て補償せざる限り何れも請負人の赤字負擔となる、結局工事企業者が設計に計上するを得ざる又計上することを慣例とせざる諸經費の補償は請負金額中より捻出するを得ざるものとせば、それだけ工事に缺陷を招き易く、然らざる場合は請負人の浪費に歸するのみである。かくの如く我國請負作業の現實は如何に不安定にして投機的なるかを立證して餘りあるものである。

我國請負人の數は現在約四萬人計りで、夫々其の資力と經營規模の大きさに比例し技術職員、事務職員等の使用人を有し其の數約二十萬人に達し請負人一人に付平均五人に當る。又請負人は仕立人と稱し、元請負人の名義と責任に於

て下請負をなす所謂工事代人約二十萬人を有し、請負人一人に付平均五人に當る、又薦、大工、石工、左官、鍛冶工、電工等の職工約四十萬人を使用し、請負人一人に付平均十人に當る。更に一般作業に使役せられる人夫に至りては其數約壹百二十萬人に達し、請負人一人に付平均三十人に當る、故に全國約四萬人の請負人が一ヶ年間に約二百萬人を請負作業に動員使役して居ることとなる、今其の家族を平均五人と假定すれば同胞約壹千二十萬人が請負人並に請負業關係人口なりと推定することが出来る。一請負業者が一ヶ年間に使用人、仕立人、職工、人夫を合せ平均五十人を使役するものと推定するも大體に於て違算のない所である。其の外内地在任の朝鮮人約五十餘萬人中請負工事に従事するものを加ふるときは一層其の數を増すこととなる。

而して内地人口七千參百萬人中一千萬人以上の同胞が請負業者並に請負關係者なりとせば其の大部分をして今尙個人主義的自由主義投機的業務に關係せしめ、國家重要産業の基礎的關聯事業に便乗せしめ、其の利己的請負企業を無

統制のまゝ放任するが如きは戦力増強主義と私益追求主義との相剋摩擦を激化するのみならず、思想戦上一日も等閑に附しがたき重大問題なりと言はざるを得ない。

殊に請負作業により資材と努力の浪費を招來するものありとせば戦費の適正支出さへ危惧の念をいだくに至らざるやを憂ふるものである。

依つて産業團體令を全面的に發動し、又は特例的な手段を講じ、決戦下寸時も早く、寧しろ急速果敢に、土木建築請負業に確固たる統制機構を與へ請負體制の徹底的刷新を計られ、其の運営に萬全を期せられんことを切望して止まざるものである。

茲に筆者微力短才を省みず拙策にして尙研究工夫の餘地多きにも拘らず、我國土木建築請負統制會の大綱粗案を提唱し同業諸賢各位の明察批判を乞はんとするものである。

二 統制の効果

一 請負工事を通じ戦力増強の國家目的を達成し得ること。

二 壹千萬人中大部分の同胞をして自由主義投機的思想より脱却せしめ、忠誠の念を躍動せしめ、請負奉公の實を擧げしむること。

三 五大超重點産業は元より一般重要産業に關聯せる基礎的施設をして重點主義により迅速完全に建設せしめ得ること。

四 營利を第一義とするユダヤ思想を根絶せしめ得ること。

五 工用資材並に努力の浪費を防止し其の配給調達を重點主義により調整活用し得ること。

六 工用資材の重點的輸送を期し得ること。

七 工事企業者に對する相剋摩擦を防止し、工事の完璧と迅速施工を期し得ること。

八 不正不良の工事を根絶せしめ、技術の改善向上を期し得ること。

九 適才適所主義により請負工事の公平適切なる割當施工をなし得ること。

十 工専用遊休器械器具機關を活用せしめ全體的作業能率を昂揚し得ること。

三 土木建築請負統制會

(一) 統制要綱

重要産業團體令に準據し土木建築請負業者及該請負業者を構成員とする、該請負業者團體を會員とする、土木建築請負統制會を設立し、其の本部を東京に其の支部を一道三府四十三縣廳所在地に置き、土木建築工事の企業者たる、軍部、各省、各官公署、公共團體、各種民間團體並に一般民間に於て請負に附すべき土木建築工事の綜合的統制運營を圖り、且該請負事業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とし、全國會員をして其の繼續性ある壹ヶ年間の請負竣工金額を主とする、實績金額の拾分の壹の出資により、道各府縣毎に單一の道各府縣土木建築請負統制株式會社を設立せしめ、該會社の共同責任により統制會本支部より、重點主義により、指名制當られたる工事を被指名會員をして請負施工せしむる建前とす。

(二) 統制會の業務

一 統制會本部は工事企業者より請負に附すべき一件拾萬圓以上の工事の實施設計書を受理したるときは、本部所在地の請負統制會社を通じ、其の所屬會員に對し、其の能力及實績の限度内に於て、其の請負施工を重點的に指名し、該工事に要する勞力、資材並に器具、機械類の需給、調達可能の工程と竣工期限とを照査檢討の上、工事の完全遂行の確信の下に、該工事企業者と該會員間の工事契約を締結せしむるがために、該請負統制會社と共に公平敏速なる斡旋の勞をとり、且其の契約履行につき保證の責に任ずるものとす、但特種工事については工事施工地以外の請負統制會社所屬の會員を特名し、其の請負施工を爲さしむることを得るものとす。

二 統制會本部は會員の請負能力、請負實績、其の所屬器具、機械、機關等を精査登録し、工事の委託制當の根據を決定するものとす。

三 統制會本部は重點主義により、會員の請負工専用並に

作業用資材の蒐集、配給、輸送の斡旋統制をなすものとす。

四 統制會本部は重點主義により、會員の請負工用勞力の蒐集、需給の斡旋統制をなすものとす。

五 統制會本部は會員の使用人の雇入、補充、轉勤等の斡旋統制をなすものとす。

六 統制會本部は會員所屬の遊休器具、機械、機關、並に未動遊休諸設備の利用、活用の斡旋統制をなすものとす。

七 統制會本部は會員の請負工事に必要なる器具、機械、機關の購入、貸與等の斡旋統制をなすものとす。

八 統制會本部は工事設計單價、歩掛り、諸經費の實施價額を調査研究するものとす。

九 統制會本部は技術並に請負施工方法を調査研究するものとす。

十 統制會本部は工事に關する紛争の解決、調停並に會員の要求により工事の検査、鑑定に従事するものとす。

十一 統制會本部は會員並に其の所屬勞務者の向上、鍊成

の責に任ずるものとす。

十二 統制會本部は請負工事に従事する一般勞務者の福利厚生、共濟の事業を遂行するものとす。

十三 統制會本部は關係法規の定むる事務、業務を遵守勵行し且其の改善、研究、立案をなすものとす。

十四 統制會本部は請負工事史の編纂、會報、會員名簿、從業員名簿、職員録等の發行をなすものとす。

十五 統制會本部は支部所在地道府縣内の工事企業者より請負に附すべき一件拾萬圓未満の工事の實施設計書を受理したるときは、支部所在地の請負統制會社を通じ、其の所屬會員に對し其の能力及実績の限度内に於て、其の請負施工を重點的に指名し該工事に要する勞力、資材並に器具、機械類の需給、調達可能の工程と竣工期限とを照査検討の上、工事の完全遂行確信の下に、該工事企業者と該會員間の工事契約を締結せしむるがために、該請負統制會社と共に公平敏速なる斡旋の勞をとり、且其の契約履行につき保證の責に任ずるものとす。但該工事の

指名並に契約締結については、統制會本部の承認を要するものとす。

十六 統制會支部は前各項本部の業務中特に本部より委囑されたる業務並に命ぜられたる一切の事項を處理するものとす。

(三) 統制會の經費

統制會は其の斡旋により、工事企業者と會員との間に請負工事契約締結したるときは、該請負金額の百分の壹を該會員所屬の請負統制會社より代納せしめ、之れを統制手数料として一般經費に充當するものとす。

(四) 統制會の機構職制

一 役員

會長 壹名 大臣級の人格者とす。

副會長 貳名 會長之れを指名し、其の壹名は次官級の

人格者とす、他の壹名は會員中の人格者とす。

理事長 壹名 會員以外の學識経験者中より會長之れを

指名す。

理事 參拾名 會長之れを指名し、會員中より貳拾名、

會員外學識経験者中より拾名とし、會員外の理事を常務理事とし、本部局長の職に補す。

監事 五名 會長會員中より指名す。

評議員 若干名 各省次官、次長、關係部局長たる官吏、

理事、監事並に學識経験者とす。

但會長の推薦指名したる者は主務大臣の承認を受くるものとす。

役員の職責、其の任期は産業團體令統制會の規程に準據す、役員には報酬、手當、旅費を支給す。

二 職員

參事 五拾七名 本部々長拾名、支部長四拾七

名とす。

主事 百七拾名 本部課長參拾名、支部課長百

四拾名とす。

主事補及書記 五百七拾名 本部壹百名、支部四百七拾名

とす。

雇員 五百二拾名 本部五拾名、支部四百七拾名

とす。

但職員には俸給、手當、賞與、旅費を支給す。

三 本部機構

(一) 總務局に總務部を設け、人事、庶務、企畫の三課を

置く。

(二) 經理局に經理部を設け、會計、出納、用度の三課を

置く。

(三) 契約局に契約部を設け、契約、企業、調整の三課を

置く。

(四) 勞資局に勞資部を置け、勞務、資材、斡旋の三課を

置く。

(五) 工事局に工事部を置け、割當、設計、工程の三課を

置く。

(六) 調査局に調査部を設け、能力、實績、統計の三課を

置く。

(七) 調停局に調停部を設け、調停、検査、鑑定 of 三課を

置く。

(八) 利用局に利用部を設け、利用、新調、貸與の三課を

置く。

(九) 技術局に技術部を設け、調査、研究、指導の三課を

置く。

(十) 厚生局に厚生部を設け、厚生、福利、共済の三課を

置く。

四 支部機構

(一) 總務課を設け、庶務、契約、割當、調整の四係を置

く。

(二) 工事課を設け、指名、資材、勞務、利用の四係を置

く。

(三) 會計課を設け、會計、出納の二係を置く。

五 常務理事會

常務理事會審議規程を設け毎月一回本部に於て常務理事

會を開く。

六 理事會

理事會審議規程を設け、毎年五月、十一月に本部に於て理事會を開く、但臨時理事會を開催することを得。

七 總會

總會審議規程を設け、毎年十一月に本部に於て、役員、並に道各府縣請負統制株式會社代表者の總會を開く。但臨時總會を開催することを得。

四 道府縣土木建築請負統制株式會社

(一) 本會社は統制會本部に於て決定せる會員の一年間の請負実績金額の拾分の壹の出資により、道各府縣毎に設立する單一の請負統制會社にして、該道府縣内在住の會員全部を其の株主とし、統制會本、支部より其の所屬會員に指名割當られたる請負工事を統制會、本支部の指示により、該工事企業者と該會員との間に請負施工の契約を締結せしめ、該會員をして該契約を履行せしめ、該工事の完全竣工の保證の責に任ずるものとす。

(二) 本會社は其の所屬會員と工事企業者との間に請負契約を締結せしむるに當りては、該請負工事に要する勞力資材並に工事用器具機械機關等の需給、調達可能の工程と竣工期限とを照査検討し、該工事の完全遂行の責に任ずるものとす。

(三) 本會社は其の所屬會員と工事企業者との間に請負契約締結したるときは、該請負金額の百分の壹を統制會本部へ納附し、該會員より同百分の貳の金額を統制料として徴收し其の百分の壹を本會社の一般經費に充當するものとす。

(四) 本會社は其の所屬會員の請負工事の指導、監察、其の紛争の調停の責に任ずるものとす。

(五) 本會社は其所屬會員に對し、其の出資金額の限度内に於て工事費の金融の要求に應ずるものとす。

(六) 本會社は統制會本支部より命ぜられたる一切の事項の調査、處理並に報告の責に任ずるものとす。

(七) 本會社は統制會の定むる統制規程並に關係法規を遵

守するものとす。

一 役 員

取締役社長 壹名 統制會長、會員たる株主中より拾名の

詮衝委員を指名し、該委員の詮衝によ

り社長を推薦し、統制會長並に主務省

の承認を得たるものとす。

専務取締役 壹名

社長、株主以外の學識經驗ある者を推

薦し、統制會長並に主務省の承認を得

たるものとす。

取締 役 參名 社長、株主中より推薦し、統制會長並

に主務省の承認を得たるものとす。

監 査 役 貳名 社長、株主中より推薦し、統制會長並

に主務省の承認を得たるものとす。

但役員の任期は三ヶ年とす。

役員には報酬、手當、旅費を支給す

二 職 員 (一) 總務部長 壹名 庶務課長、契約課長、課員拾名を

置く。

(二) 工事部長 壹名 技術課長、勞資課長、課員拾名を

置く。

(三) 經理部長 壹名 金融課長、會計課長、課員拾名を

置く。

(四) 監察部長 壹名 指導課長、調停課長、課員拾名を

置く。

(五) 調査部長 壹名 調査課長、統計課長、課員拾名を

置く。

但部長、課長、課員には參事、主事、主事補、書記、雇

の資格を與ふ。

職員には俸給、手當、賞與、旅費を支給す。

五 工事企業者

(一) 土木建築の請負工事を執行せんとする軍部、各省、

各官公署、公共團體、民間各種團體並に一般民を工事企

業者と假稱す。

(二) 工事企業者は、請負工事を執行せんとするときは豫

め一件拾萬圓以上の工事については、其の實施設計書を統制會本部へ一件拾萬圓未滿の工事については、其の實施設計書を統制會支部へ提出し、該工事請負施工者の指名を委任するものとす。

(三) 工事企業者は、統制會本部並に支部の指名したる、統制會々員たる請負業者と請負工事の契約を締結するものとす。

(四) 工事企業者は請負に附すべき工事の請負契約の締結困難なる場合は、統制會本部又は支部の調停により、工事豫算の範圍内に於て、設計變更又は増額修正の上請負契約の締結を期するものとす。

(五) 工事企業者は請負契約保證金を免除するものとす。

以上

